

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年8月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

住所及び地番	地目	面積（平方メートル）
横手市平鹿町浅舞字新沼82番1	田	1,512
横手市平鹿町浅舞字新沼83番	田	2,062

2 申請に係る農地の利用の状況

近隣の農業者が耕作をしている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年9月30日	30年	107,220円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年8月29日

(2) 提出先

秋田県農林水産部農林政策課

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年8月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

住所及び地番	地目	面積（平方メートル）
横手市雄物川町谷地新田字大元38番1	田	2,455
横手市雄物川町谷地新田字大元41番2	田	297
横手市雄物川町谷地新田字沖ノ下208番1	田	2,880
横手市雄物川町谷地新田字沖ノ下208番2	田	56
横手市雄物川町谷地新田字沖ノ下209番1	田	970
横手市雄物川町谷地新田字沖ノ下209番2	田	448
横手市雄物川町谷地新田字沖ノ下209番3	田	1,203
横手市雄物川町谷地新田字沖ノ下225番	田	3,063
横手市雄物川町谷地新田字沖ノ下226番1	田	1,172
横手市雄物川町谷地新田字沖ノ下226番2	田	1,416
横手市雄物川町谷地新田字沖ノ下226番3	田	409

2 申請に係る農地の利用の状況

耕作されていない。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

- 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年9月30日	30年	431,070円

- 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限

令和5年8月29日

- (2) 提出先

秋田県農林水産部農林政策課

- (3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項